

議第 1 4 3 号

呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域下水道施設条例の一部を改正する条例

呉市地域下水道施設条例（平成 1 7 年呉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第 1 4 条 使用料の額は、1 世帯当たり 1 月につき <u>3, 7 0 0 円</u> （消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により課税される消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、使用期間が 1 月に満たない月においても、これと同額とする。	(使用料の額) 第 1 4 条 使用料の額は、1 世帯当たり 1 月につき <u>3, 7 6 0 円</u> （消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により課税される消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、使用期間が 1 月に満たない月においても、これと同額とする。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。